

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず次の届出場所に必要な手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、お手元に

納税通知書が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の方に依頼した場合、確実になされているかどうかを確認してください。

軽自動車税に係る住所変更等の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務課	印鑑および標識
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町2-56-1 ☎050 (3816) 1770 HP http://www.keikenkyo.or.jp/	左記の届出場所へ お問合せください。
軽二輪 (125cc超) 自動二輪 (250cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1-1-2 ☎050 (5540) 2046 HP http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/	

注意 売却・譲渡・盗難等で現在

所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

軽自動車検査協会からのお願い 軽自動車の名義変更・ 廃車等の届出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届出が集中し、窓口が大変混雑します。このため、名義変更・廃車等の届出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませていただくようお願いいたします。

税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会にご利用ください。

とき 4月11日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行いますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

個人事業主の 所得税・消費税確定申告の ご相談は、商工会へ

商工会では、中小企業の事業主の方々を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導相談会を次の日程で開催します。

申告期限間近になると大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談を受けたい方、白色申告の方もお気軽にご相談ください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

とき 3月1日(木)・7日(水)・12日(水)午前9時30分～午後3時

ところ 商工会館講習会等研修室

問合せ先 商工会

☎(442)4511